



行政の立場から見る 障害者虐待防止・権利擁護の推進

保健福祉局 福祉部 障害支援課



ノーマくん



ライちゃん

ノーマライゼーション条例

PRキャラクター

研修内容

- ◆ 障害者虐待とは？
- ◆ さいたま市の障害者虐待の現状
- ◆ 通報（相談レベルでも可！）の重要性



障害者虐待とは？



障害者虐待の種類

- ◆ 身体的虐待
 - ・・・殴る、蹴る など
- ◆ 性的虐待
 - ・・・性的な嫌がらせ など
- ◆ ネグレクト（放置・放棄）
 - ・・・食事を与えない など
- ◆ 心理的虐待
 - ・・・暴言を吐く、悪口を言う など
- ◆ 経済的虐待
 - ・・・貯金を勝手に使用する など

障害者虐待のイメージ

虐待とは…

殴る、蹴るだけが虐待ではありません。
埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を
①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト(放置・放棄)、
④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型に定
めています。具体的な例は次のとおりです。

①身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- 車に閉じ込める、置き去りにするなど、危険にさらす

- 子どもの健全な成長を損ねる行為をする など

③ネグレクト(放置・放棄)

- 食事を与えない、入浴をさせないなど、世話をしない など
- 必要な医療、福祉のサービスを受けさせない など

②性的虐待

- 子どもへの性的行為をする、性行為を強要する
- わいせつ映像等を見せる など

⑤経済的虐待

- 年金や財産などを勝手に使う、処分する
- 日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない など

④心理的虐待

- からかう、侮辱する、無視する
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

虐待防止に関する法律・条例

◆厚生労働省

障害者虐待防止法（H24.10.1）

◆埼玉県

埼玉県虐待禁止条例（H30.4.1）

◆さいたま市

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
（別名：ノーマライゼーション条例）（H23.4.1）

国も、県も、市も、障害者虐待の防止に
取り組んでいます！





さいたま市の障害者虐待の現状



増えている障害者虐待・・・

さいたま市における 障害者虐待に関する相談・通報件数（R2.4.1時点）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合計	47件	55件	71件	73件	81件	86件	88件	83件
養護者による虐待	33件	43件	59件	56件	57件	53件	38件	52件
施設従事者による虐待	7件	7件	10件	12件	16件	22件	36件	22件
使用者による虐待	0件	2件	4件	0件	3件	6件	8件	7件
その他	7件	6件	3件	9件	5件	5件	6件	2件

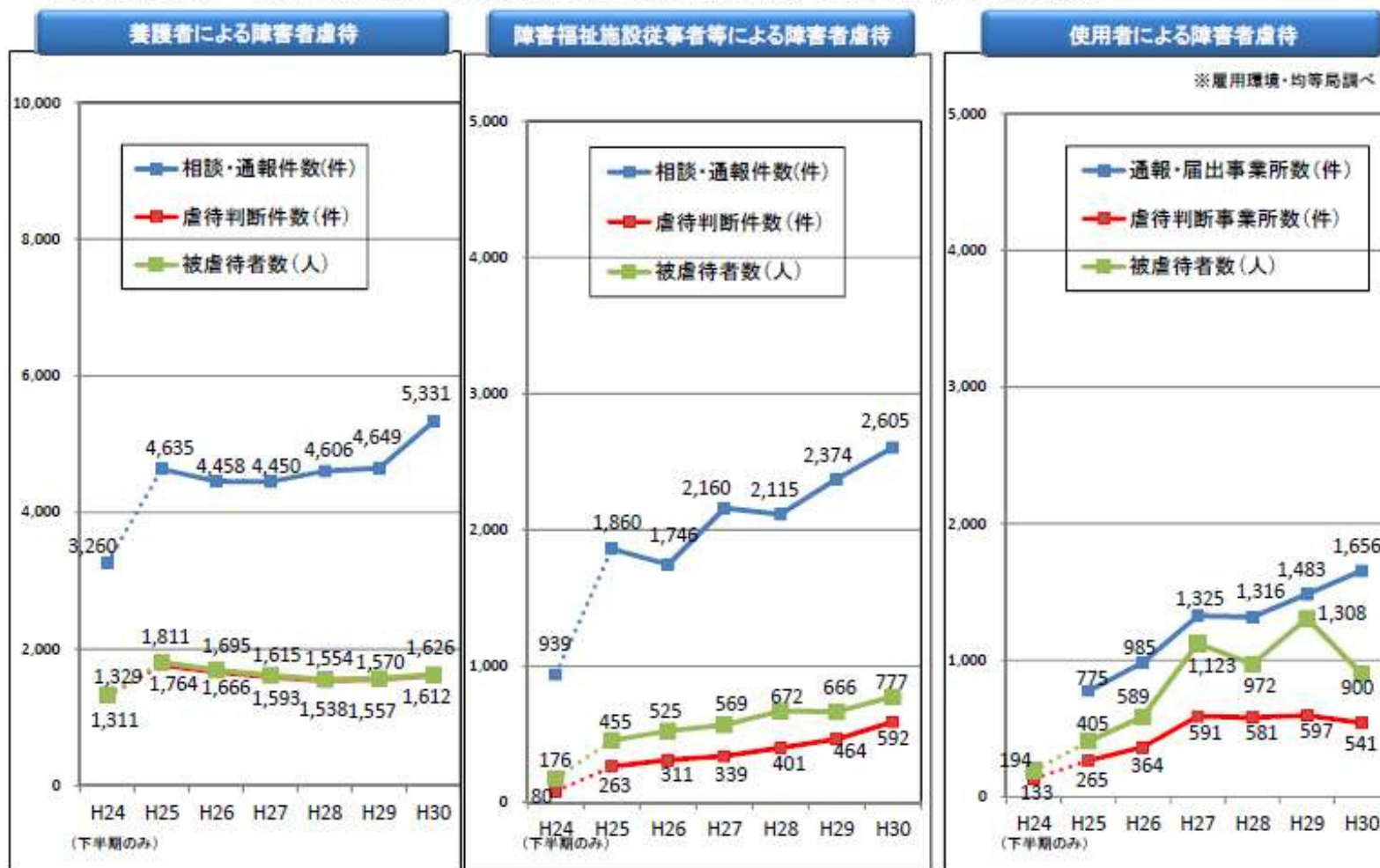
※1事案に、虐待者が2人以上の場合もあるため、合計と異なる。

相談・通報件数は年々増加しております。

「施設従事者による虐待」も、平成24年度と直近の令和元年度を比較すると約3倍となっています。

全国の虐待対応の状況（相談・通報件数）

注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。



令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料 社会・援護局（障害保健福祉部）説明箇所より抜粋

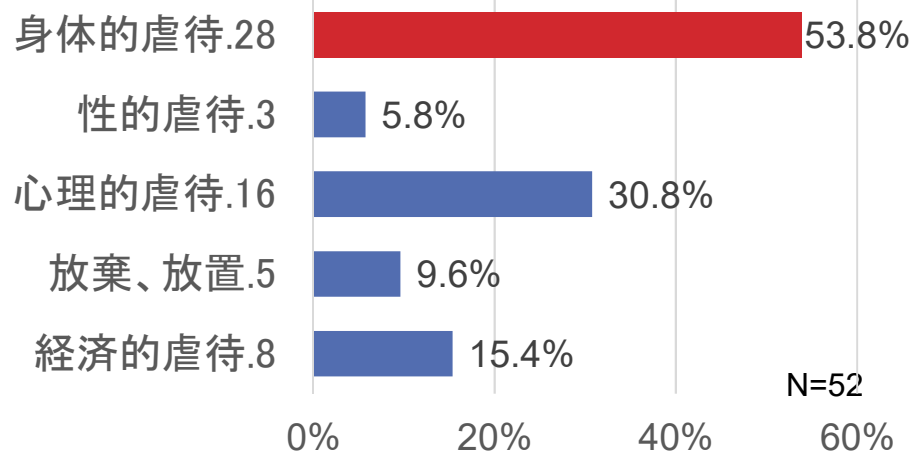
全国の件数推移も増加傾向です。さいたま市は国と同じ傾向にあることが分かります。

虐待内容の傾向

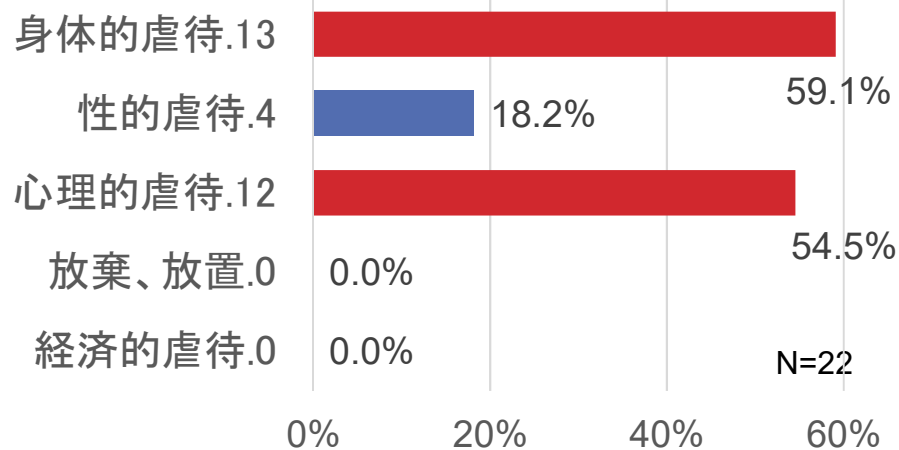
さいたま市

(複数回答有)

養護者



施設従事者

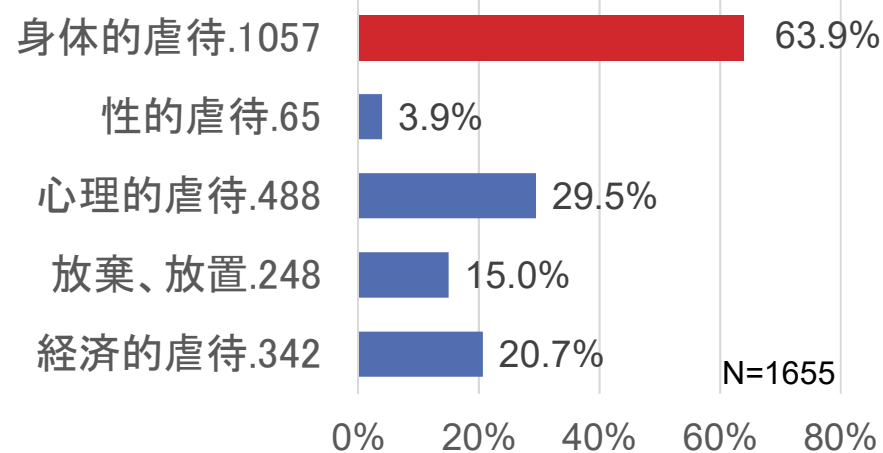


さいたま市の障害者虐待の現状

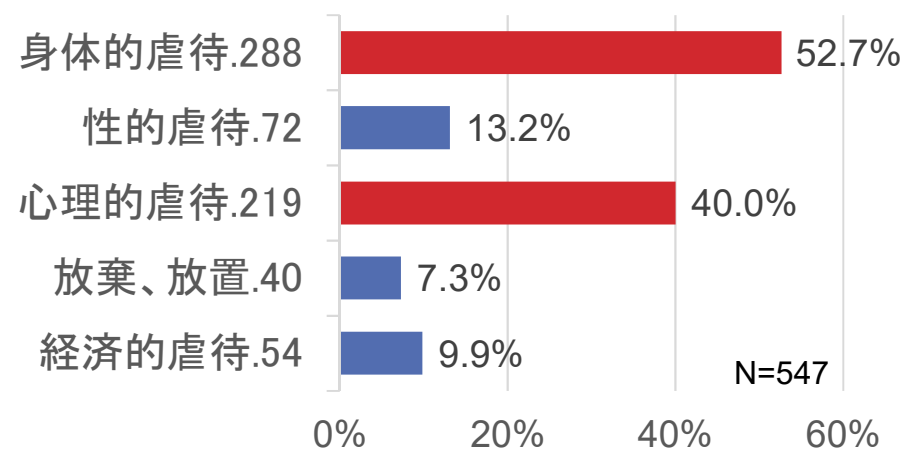
全国

(複数回答有)

養護者



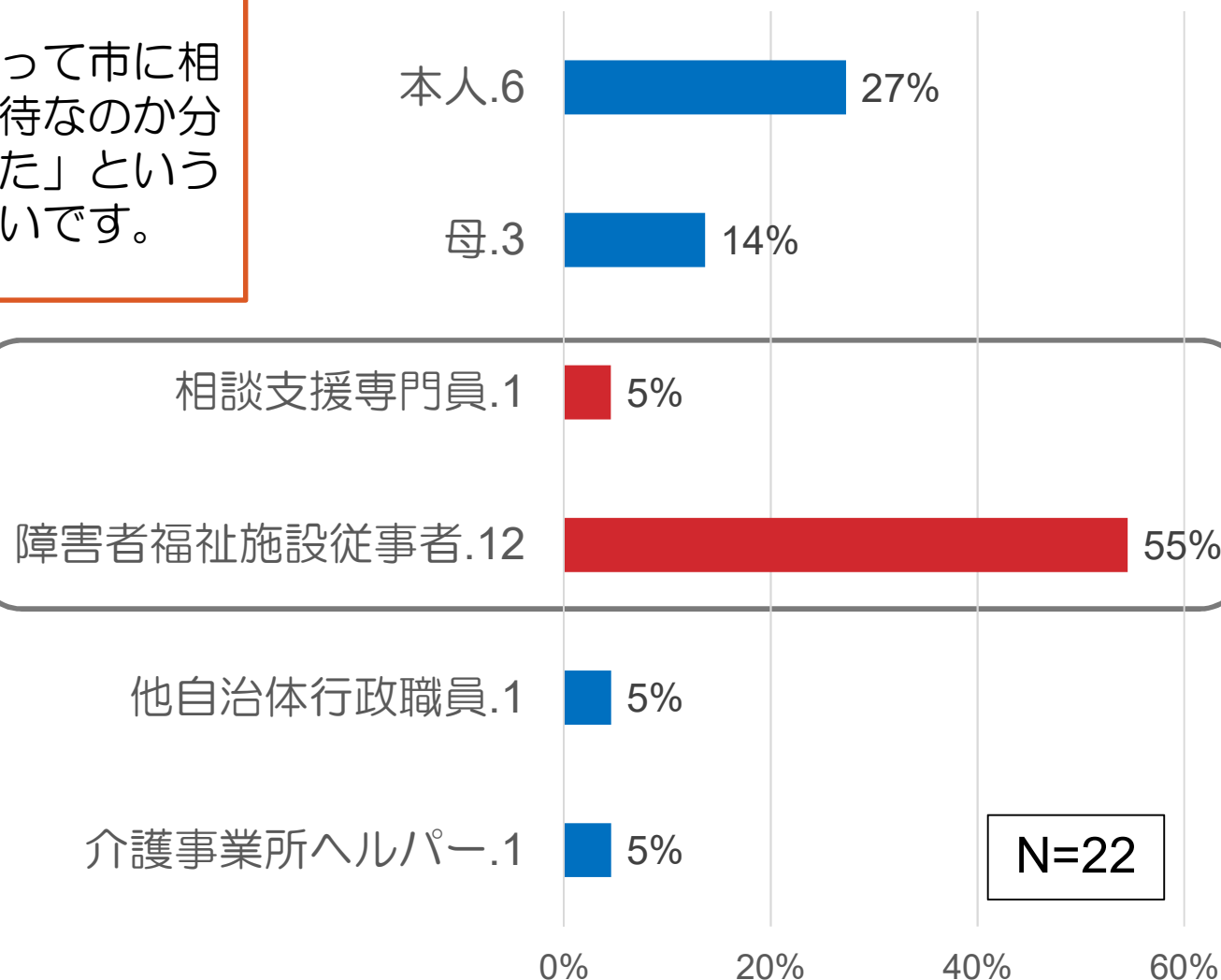
施設従事者



令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)【参考資料5】より抜粋
(厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室)

令和元年度さいたま市における 施設従事者による虐待の相談者（通報者）の内訳

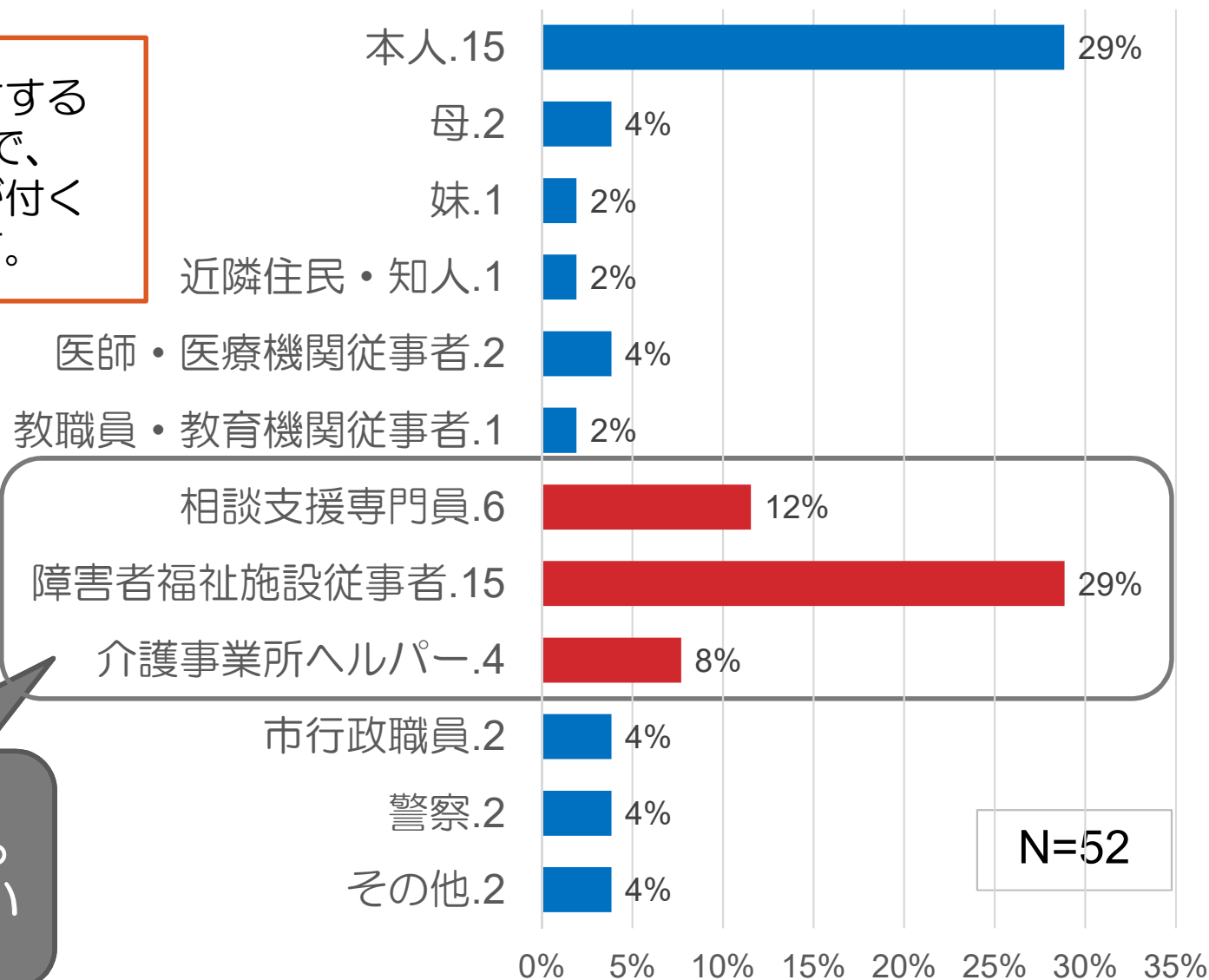
「周りの支援が気になって市に相談した」、「これは虐待なのか分からないけれど相談した」というお話を聞くことが多いです。



合計60%
施設従事者からの
通報が最も多い

令和元年度さいたま市における 養護者による虐待の相談者（通報者）の内訳

日頃から虐待に対する意識をもつことで、虐待の兆候に気が付くことができます。





通報（相談レベルでも可！）の重要性



これって虐待かも…?と思った時は①

◆通報義務

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

※障害者虐待防止法7条1項、16条1項、22条1項

◆通報者への不利益取扱いの禁止

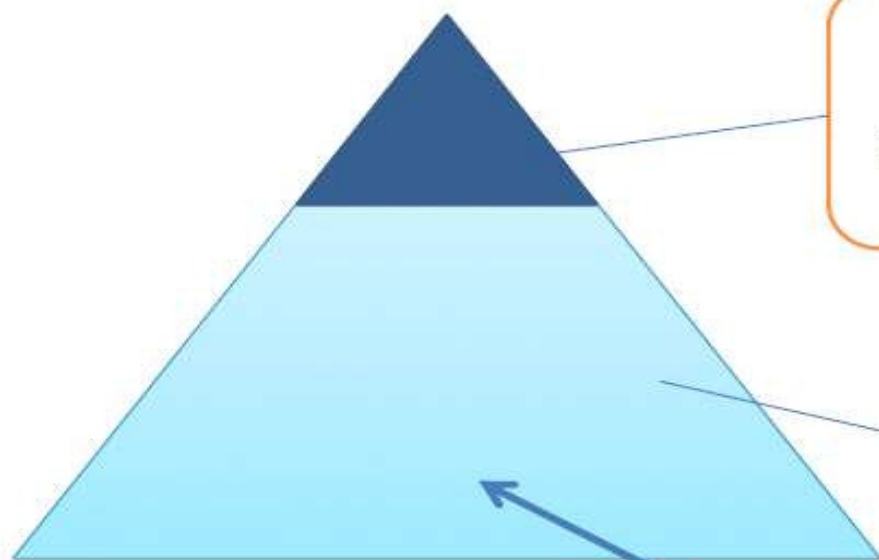
- 刑法等の守秘義務規定は、障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。（障害者虐待防止法）
- 公益通報を行った者に対する解雇、不利益取扱い等の禁止。（公益通報者保護法）

★通報義務があります！
★具体的な通報先、通報者は保護されます。

事業所内で周知・理解を進めることが必要

これって虐待かも…?と思った時は②

障害者虐待防止法の捉えかた



一般的にイメージする
障害者虐待
(テレビや新聞記事で報道
される案件)。

虐待の「芽」やグレー
ゾーンを含む、小さな
案件から対応していく。

法律が規定する障害者虐待。
「**早期発見**」と「**防止**」に取り組むことが法の目的である。

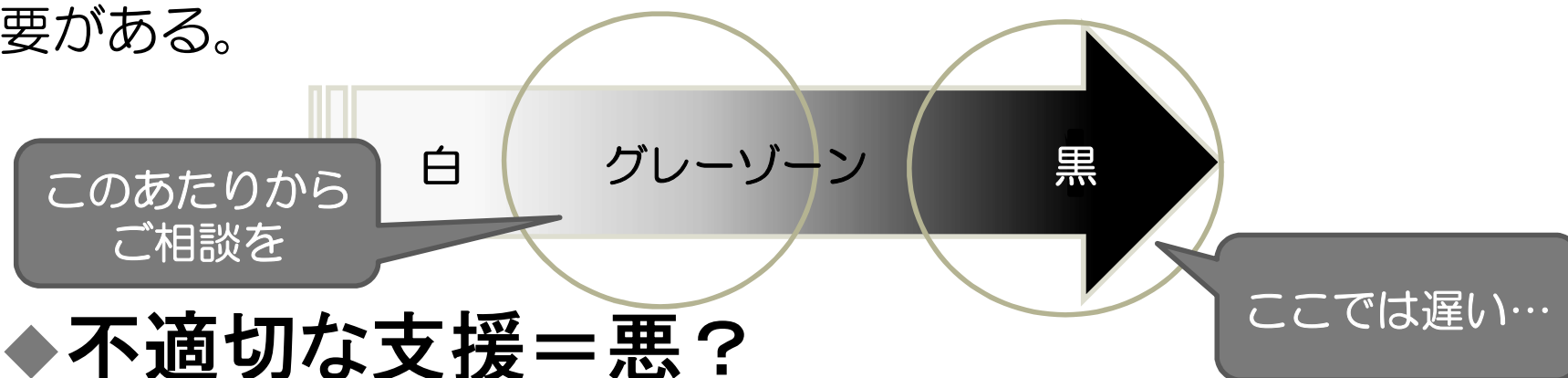
H29.2.21埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修Dコース資料抜粋

日頃の支援を振り返る機会を大切に

通報は相談レベルから

◆早期発見・対応のために

虐待防止の観点から、早期発見・早期対応が重要で、そのためには明白な虐待（真っ黒な事案）となる前に発見し、対応する必要がある。



◆不適切な支援＝悪？

大前提として、虐待は禁止であり容認されるものではないが、早めに相談（通報）してもらうことで、事業所のサービス向上にも繋げられる機会となる。行政としては、皆様とともに障害者への支援を充実させたいという思い。

早めのご相談をお待ちしております。

まとめ

虐待防止への意識を高く持ち
障害者の権利を率先して守っていただきたい

職場内のコミュニケーションを密にとり
相談し合える環境づくりに努めて欲しい

早期発見・早期対応のため通報
(相談レベルでも可!)はお早めに

ありがとうございました。

アンケートへの御協力を
お願いします



《アンケートフォームURL》

<https://www.city.saitama.jp/enquete/e001092.html>

